

## 平成15年度までのオンライン化実施が特に困難な個別手続

## 1 地方公共団体が扱う手続(地方自治法第2条第9項第2号法定受託事務)

事 項	根拠規定	年間平均申 請件数	13年度	14年度	15年度	備考
手 続 数 合 計		-	-	-	-	

## 2 地方公共団体が扱う手続(地方自治法第2条第8項自治事務)

事 項	根拠規定	年間平均申 請件数	13年度	14年度	15年度	備考
死産の届出	死産の届出に関する 規程第4条第1項	40,000	オンライン化困難			戸籍法に基づく各種届出事務との整合性を図る 必要性があるため、今後、戸籍事務の動向を踏 まえ検討
住所地特例の届出	介護保険法施行規則 第25条	-	オンライン化困難			被保険者証の変更や本人確認等の必要から、被 保険者証の提出(提示)を求めているため
第2号被保険者資格取得 の届出手続	介護保険法施行規則 第26条	-	オンライン化困難			被保険者証の変更や本人確認等の必要から、被 保険者証の提出(提示)を求めているため
被保険者証の再交付を申 請する手続	介護保険法施行規則 第27条	-	オンライン化困難			被保険者証の変更や本人確認等の必要から、被 保険者証の提出(提示)を求めているため
被保険者証の検認、更新 手続	介護保険法施行規則 第28条	-	オンライン化困難			被保険者証の変更や本人確認等の必要から、被 保険者証の提出(提示)を求めているため
氏名変更の届出	介護保険法施行規則 第29条	-	オンライン化困難			被保険者証の変更や本人確認等の必要から、被 保険者証の提出(提示)を求めているため
住所変更の届出	介護保険法施行規則 第30条	-	オンライン化困難			被保険者証の変更や本人確認等の必要から、被 保険者証の提出(提示)を求めているため
世帯変更の届出	介護保険法施行規則 第31条	-	オンライン化困難			被保険者証の変更や本人確認等の必要から、被 保険者証の提出(提示)を求めているため
資格喪失の届出	介護保険法施行規則 第32条	-	オンライン化困難			被保険者証の変更や本人確認等の必要から、被 保険者証の提出(提示)を求めているため
要介護認定の申請	介護保険法施行規則 第35条	約940,000 (1含)	オンライン化困難			被保険者証の変更や本人確認等の必要から、被 保険者証の提出(提示)を求めているため
要介護更新認定の申請	介護保険法施行規則 第40条	約2,580,000 (2含)	オンライン化困難			被保険者証の変更や本人確認等の必要から、被 保険者証の提出(提示)を求めているため
要介護状態区分変更認定 の申請	介護保険法施行規則 第42条	約90,000	オンライン化困難			被保険者証の変更や本人確認等の必要から、被 保険者証の提出(提示)を求めているため
要支援認定の申請	介護保険法施行規則 第49条	1	オンライン化困難			被保険者証の変更や本人確認等の必要から、被 保険者証の提出(提示)を求めているため
要支援更新認定の申請	介護保険法施行規則 第54条	2	オンライン化困難			被保険者証の変更や本人確認等の必要から、被 保険者証の提出(提示)を求めているため
介護給付等対象サービス の種類指定変更の申請	介護保険法施行規則 第59条	-	オンライン化困難			被保険者証の変更や本人確認等の必要から、被 保険者証の提出(提示)を求めているため

居宅介護サービス計画費の代理受領手続	介護保険法施行規則第77条	-	オンライン化困難		▶ 被保険者証の変更や本人確認等の必要から、被保険者証の提出(提示)を求めているため
標準負担額の減額認定に係る申請手続	介護保険法施行規則第79条の3	-	オンライン化困難		▶ 被保険者証の変更や本人確認等の必要から、被保険者証の提出(提示)を求めているため
標準負担額の減額認定に関する特例措置の申請手続	介護保険法施行規則第79条の5	-	オンライン化困難		▶ 被保険者証の変更や本人確認等の必要から、被保険者証の提出(提示)を求めているため
資格得喪の届出	国民健康保険法9条1項	-	オンライン化困難		▶ 記載事項の変更がある場合及び資格喪失の場合には被保険者証の提出又は返還を要するため
資格喪失の届出	国民健康保険法9条9項	-	オンライン化困難		▶ 保険証の返還を要するため
資格取得の届出(6条適用外)	国民健康保険法施行規則3条	-	オンライン化困難		▶ 被保険者証の記載事項を変更する必要がある、被保険者証の提出を要するため
資格取得の届出書類・準用(第2条第2項の準)	国民健康保険法施行規則4条2項	-	オンライン化困難		▶ 被保険者証の記載事項を変更する必要がある、被保険者証の提出を要するため
退職資格喪失の届出(退職老人の時)	国民健康保険法施行規則4条3項	-	オンライン化困難		▶ 保険証の返還を要するため
退職被扶養者の届出	国民健康保険法施行規則4条の二	-	オンライン化困難		▶ 被保険者証の記載事項を変更する必要がある、被保険者証の提出を要するため
被扶養者でなくなったときの届出	国民健康保険法施行規則4条の二2項	-	オンライン化困難		▶ 被保険者証の記載事項を変更する必要がある、被保険者証の提出を要するため
マル学資格取得の届出	国民健康保険法施行規則5条1項	-	オンライン化困難		▶ 被保険者証の記載事項を変更する必要がある、被保険者証の提出を要するため
マル学資格喪失の届出	国民健康保険法施行規則5条2項	-	オンライン化困難		▶ 被保険者証の記載事項を変更する必要がある、被保険者証の提出を要するため
病院等に入院又は入所者中に関する届出	国民健康保険法施行規則5条の二1項	-	オンライン化困難		▶ 被保険者証の記載事項を変更する必要がある、被保険者証の提出を要するため
病院等に入院又は入所者中に関する届出	国民健康保険法施行規則5条の二2項	-	オンライン化困難		▶ 被保険者証の記載事項を変更する必要がある、被保険者証の提出を要するため
障害者認定の届出	国民健康保険法施行規則5条の三1項	-	オンライン化困難		▶ 被保険者証の記載事項を変更する必要がある、被保険者証の提出を要するため
障害者認定外の届出	国民健康保険法施行規則5条の三2項	-	オンライン化困難		▶ 被保険者証の記載事項を変更する必要がある、被保険者証の提出を要するため
身障施等入所者に関する届出	国民健康保険法施行規則5条の四1項	-	オンライン化困難		▶ 被保険者証の記載事項を変更する必要がある、被保険者証の提出を要するため
身障施等入所者に関する届出(適用外)	国民健康保険法施行規則5条の四2項	-	オンライン化困難		▶ 被保険者証の記載事項を変更する必要がある、被保険者証の提出を要するため
特別事情に関する届出	国民健康保険法施行規則5条の八1項	-	オンライン化困難		▶ 届出の機会を活用し、納付指導・相談が必要なため
資格証保持者の特別事情に関する届出	国民健康保険法施行規則5条の八2項	-	オンライン化困難		▶ 届出の機会を活用し、納付指導・相談が必要なため
老健法の規定による医療の届出	国民健康保険法施行規則5条の九1項	-	オンライン化困難		▶ 被保険者証の記載事項を変更する必要がある、被保険者証の提出を要するため
老健法の規定による医療の届出	国民健康保険法施行規則5条の九2項	-	オンライン化困難		▶ 資格証の記載事項を変更するため提出を要するため、また届出の機会を活用し、納付指導・相談が必要なため
被保険者証・資格証の交付申請	国民健康保険法施行規則6条の二	-	オンライン化困難		▶ 被保険者証の記載事項を変更する必要がある、被保険者証の提出を要するため

被保険者の氏名変更の届出	国民健康保険法施行規則 8 条	-	オンライン化困難		被保険者証の記載事項を変更する必要があるため、被保険者証の提出を要するため
被保険者の世帯変更の届出	国民健康保険法施行規則 9 条	-	オンライン化困難		被保険者証の記載事項を変更する必要があるため、被保険者証の提出を要するため
世帯主の住所変更の届出	国民健康保険法施行規則 10 条	-	オンライン化困難		被保険者証の記載事項を変更する必要があるため、被保険者証の提出を要するため
世帯主の変更の届出	国民健康保険法施行規則 10 条の二	-	オンライン化困難		被保険者証の記載事項を変更する必要があるため、被保険者証の提出を要するため
資格喪失の届出（法第 9 条第 9 項）	国民健康保険法施行規則 11 条	-	オンライン化困難		保険証の返還を要するため
資格喪失の届出（他市町村への転出）	国民健康保険法施行規則 12 条	-	オンライン化困難		保険証の返還を要するため
資格喪失の届出（法 6 条の適用除外による）	国民健康保険法施行規則 13 条	-	オンライン化困難		保険証の返還を要するため
標準負担額認定申請書に関する添付書類の提出	国民健康保険法施行規則 26 条の三	-	オンライン化困難		減額認定を要する世帯であるという事実を他の書類で確認する必要とともに直接事情を聴取し総合的に判断する必要があるため
減額認定書の再交付申請（破損・汚れ）	国民健康保険法施行規則 26 条の三 6	-	オンライン化困難		破損・汚れのある減額認定証を確実に回収することが必要なため
標準負担額の療養費払いに関する申請	国民健康保険法施行規則 26 条の五 2 項	-	オンライン化困難		領収証等の添付が必要であるため、減額認定を要する世帯であるという事実を他の書類で確認する必要とともに直接事情を聴取し総合的に判断
特定療養費に関する 26 の 5 の準用	国民健康保険法施行規則 26 条の七 2 項	-	オンライン化困難		領収証等の添付が必要であるため、減額認定を要する世帯であるという事実を他の書類で確認する必要とともに直接事情を聴取し総合的に判断
特別療養費の支給申請	国民健康保険法施行規則 27 条の五	-	オンライン化困難		届出の機会を活用し、納付指導・相談が必要なため
被保険者資格喪失後の療養費等の給付、第 28 条第 1 項の支給を受ける者の氏名、住所変更による特別療養証明書の再交付申請（破損・汚れ）	国民健康保険法施行規則 28 条 5 項	-	オンライン化困難		記載事項を変更するため特別療養証明書の提出が必要
老人加入時の申請	国民健康保険法施行規則 28 条 9 項	-	オンライン化困難		破損・汚れのある証明書を確実に回収することが必要なため
ただし書きで特別事情がある者の届出	国民健康保険法施行規則 28 条 10 項	-	オンライン化困難		届出の機会を活用し、納付指導・相談が必要なため
特別事情の届出（保険給付の一時差し止め時）	国民健康保険法施行規則 32 条の三	-	オンライン化困難		届出の機会を活用し、納付指導・相談が必要なため
手 続 数 合 計	55	-	-	-	-